

ARIBの動き

第12回世界通信標準化協調会議 (GSC-12) 開催
共催：ARIB、TTC 場所：神戸国際会議場

第12回世界通信標準化協調会議 (GSC-12: 12th Global Standards Collaboration) が、7月8日 (日) から13日 (金) まで、社団法人情報通信技術委員会 (TTC) および社団法人電波産業会 (ARIB) の共催により神戸国際会議場で開催されました。

この会議は、電気通信 (有線/無線) に関わる世界の標準化機関の代表者及び専門家が参加し、技術動向や標準化動向の情報交換を通じて標準化を進める上で必要となる協力関係をより緊密なものとし、さらにITUにおけるグローバルな電気通信標準化プロセスを一層促進することを目的としています。



GSC-12の様子

今回は、米国のATIS (Alliance for Telecommunications Industry Solutions)とTIA (Telecommunications Industry Association)、カナダのISACC (Information and Communications Technology Standards Advisory Council of Canada)、欧州のETSI (European Telecommunications Standards Institute)、中国のCCSA (China Communication Standards Association)、韓国のTTA (Telecommunications Technology Association)、日本のTTCとARIB、並びにITUのメンバー9団体及び

その他のオブザーバ機関から延べ130名を超える方々が参加しました。

(GSCメンバー団体のうちオーストラリアのCommunications Allianceは今回欠席)

GSC-12は総会のほか、主にITU-Rの活動に対応するGRSC*1とITU-Tに対応するGTSC*2に分かれてセッションを開き、さらにユーザーと標準化の関わり合いについて広く意見交換を行う場として「User Workshop」を開催しました。

(User WorkshopのみTTC, ARIBに加えて情報通信アクセス協議会の三者共催) 各標準化機関からは、標準化を中心とした活動状況の紹介や、今後の具体的な協力活動等を促進するための議論が活発に行われました。

ARIBからは、若尾専務理事をはじめ10名が参加し、ARIBおよび日本の無線通信・放送の活動状況と全般的トピックス紹介のほか、高周波被曝、無線アクセス、ITS、ラジオマイク、SDR、防災無線システム、マルチメディア放送等の課題についてそれぞれの専門家から最新の技術動向と標準化に考慮すべき点などの話題を提供しました。また「User Workshop」においても遠隔医療に向けた通信システムの考え方についてプレゼンテーションを行いました。

各セッションとも活発な議論が行われましたが、特に無線・有線の共通課題を扱った開幕総会は、初日の終了時刻を延長しさらに二日目開始時刻を繰り上げて継続した程でした。

なお、GSC-12で使用した文書類は下記のGSCポータルサイトから入手することが出来ます。

Global Standards Collaboration: <http://www.gsc.etsi.org/>

*1 GRSC: Global Radio Standards Collaboration

*2 GTSC: Global Telecommunication Standards Collaboration

電波行政の動き

無線設備規則の一部を改正する省令案に係る電波監理審議会への 諮問及び意見の募集

- 狭域通信 (DSRC) システムにおける通信方式の追加 -
[平成19年7月11日総務省報道資料より]

総務省は、7月11日、狭域通信 (DSRC) システムにおける通信方式の追加のため、無線設備規則の一部を改正する省令案について電波監理審議会 (会長：羽鳥光俊 中央大学 理工学部教授) へ諮問しました。

つきましては、諮問した無線設備規則の一部を改正する省令案について、本年8月10日 (金) までの間、意見を募集することとします。

1 諮問及び改正の背景

狭域通信 (DSRC) システム※は、ITS (高度道路交通システム) の主要システムの一つであり、本システムを利用したETCでは1,700万台以上の車載器が普及しています。また、駐車場の入出管理や料金決済など、様々な用途で普及しつつあります。

近年、ユビキタスネットワーク社会の構築が進展していく中で、DSRCシステムについても幅広い分野における利活用が期待されており、国土交通省をはじめとする関係機関において、運転者を支援するための新たなサービス提供が予定されています。

今後もDSRCシステムを利用した高度なITSサービスの出現が予想されており、それらのサービスの迅速な提供を可能とする環境を整備するため、DSRCシステムの通信方式の追加を行うものです。

※ 5.8 GHz帯の電波を利用して、例えば路側に設置した無線設備（DSRC基地局）と路上を走行する車両内に設置した無線設備（DSRC陸上移動局）との間を高速の無線通信回線で結ぶ双方向移動通信です。

2 改正の概要

無線設備規則（第49条の26）の改正を行い、狭域通信システムの陸上移動局の通信方式に単信方式を追加し、狭域通信システムの基地局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の通信方式に、単信方式及び同報通信方式を追加します。

3 意見募集対象等

（1）意見募集対象

・無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の一部を改正する省令案

（2）意見募集期限

平成19年8月10日(金)午後5時(必着)(郵送については、平成19年8月10日(金)付けの消印まで有効とします。)

なお、本案については、総務省のホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄へ掲載するほか、連絡先にて配布します。

4 今後の予定

当該省令案等については、電波監理審議会の答申及び皆様から寄せられた御意見を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。

なお、意見募集の対象となる省令案の具体的内容、意見募集要項等の詳細については下記の総務省報道資料をご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070711_6.html

広帯域移動無線アクセスシステムの免許方針案についての意見募集の結果及び2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案の電波監理審議会答申

[平成19年7月11日総務省報道資料より]

総務省は、2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（以下「開設指針」といいます。）案について、平成19年5月15日から同年6月15日までの間、意見募集を行いました。その結果を踏まえ、本日開催された電波監理審議会（会長：羽鳥 光俊 中央大学理工学部教授）に諮問したところ、原案を適当とする旨の答申を受けました。

総務省は、この答申を踏まえ開設指針を制定する予定です。

1 背景と今後の予定

総務省は、広帯域移動無線アクセスシステムの導入に向け、「2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」について、平成18年12月21日及び平成19年4月26日に情報通信審議会技術分科会から一部答申を受け、広帯域移動無線アクセスシステムに関する電波法施行規則等の関係省令の一部改正案及び周波数割当計画の一部変更案について、平成19年5月16日に電波監理審議会から答申を受けたところです。

総務省は、これらの検討を踏まえ、開設指針案を作成し、平成19年5月15日から同年6月15日まで意見募集を行い、その結果7月11日開設指針案を電波監理審議会に諮問したところ、原案を適当とする旨の答申を受けました。

総務省は、本件答申を踏まえ速やかに開設指針を制定するとともに、電波法第27条の13第3項の規定に基づく当該開設指針に係る開設計画の認定申請期間等を定めるなど所要の規定の整備を行う予定です。

開設指針案に対し提出された意見に対する総務省の考え方および開設指針案等の詳細については下記総務省報道資料をご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070711_11.html

2.5GHz帯の周波数（固定系地域バンド）を使用する無線局の免許方針案についての意見募集の結果及び同免許方針の決定
[平成19年7月11日総務省報道資料より]

総務省は、2.5GHz帯の周波数(固定系地域バンド)を使用する無線局の免許方針（以下「免許方針」といいます。）案について、平成19年5月15日から同年6月15日までにを行った意見募集の結果を踏まえ、決定しました。

総務省は、決定した免許方針を踏まえ、電波法関係審査基準の一部改正を行う予定です。

1 背景と今後の予定

総務省は、広帯域移動無線アクセスシステムの導入に向け、「2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」のうち、「高利得FWAシステムの技術的条件」について、平成19年4月26日に情報通信審議会技術分科会から一部答申を受けました。また、広帯域移動無線アクセスシステムを導入する2.5GHz帯の80MHzの帯域のうち、10MHzをデジタル・ディバイドの解消等のための「固定系地域バンド」に割り当てることを主な内容とする免許方針案について、本年5月15日から6月15日までの

間意見募集を実施し、その結果を踏まえ、一部修正の上免許方針を決定しました。

総務省は、決定した免許方針を踏まえ、意見公募手続を経て、電波法関係審査基準の一部改正を行う予定です。

提出された意見に対する総務省の考え方、決定した免許方針、意見募集時からの変更点等の詳細については下記総務省報道資料をご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070711_13.html

編集後記

南面の隣家が立替で形が変わったため、我が家のささやかな庭の日当たりが良くなりました。そこで親が残した草花やつつじなどの低木を思い切って整理し、風通しの良い芝生の芝にしようと思ったのが去年の今頃でした。

その後、ほぼ一年間、草刈、移植、整地などを続け、今年の春にようやく芝生を張り始めました。しかし、先立つものが無いので、近所のお宅から芝生の断片を譲ってもらったり、ホームセンターの投売りの種をまいたり、品種も方法も時期もまちまちであり、最近は手入れもろくに出来なかったのも、もの凄いくらいになってしまいました。梅雨の合間の日差しの中、まだらな庭を眺めながら、次の一年間はどうかと思い悩んでいる今日この頃です。

(tss)

[ページの先頭に戻る ▲](#)